

## 9. 食肉処理業

- ・食用の目的で、鳥類（食鳥検査法にいう食鳥を除く。）若しくは獣畜（と畜場法にいう獣畜を除く。）をと殺し、解体する、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、細切する営業です。
- ・旧第11号から実質的な変更はありません。
- ・食肉処理業の許可を受けた施設で、細切した食肉を小売り販売する場合には食肉販売業の許可は必要ありません。
- ・第26号複合型そざい製造業又は第28号複合型冷凍食品製造業に該当するものは除きます。

